

安全・衛生・教育・保険の総合実務誌

# 安全スタッフ

## 特集Ⅰ

「共有」と「確認」で身近な安衛活動に  
「注意されたら感謝」の声かけが浸透

ディスコ 広島事業所

## 特集Ⅱ

熱中症対策をマップに  
大林組大阪本店の現場から

## 別冊付録

建設現場の災害事例集

日本国土開発東京本店 木村 司

WEB版はカラーでご覧になれます!!  
WEB登録(無料)のお問い合わせは



0120-972-825

メルマガも配信中です!

No.2187

2013

6 / 1



# 労災認定の境界線

## 社労士が教える

介護従事者が施設入居者から目のウイルスをもらい感染

<執筆>

一般社団法人SRRアップ21千葉会  
藤野経営労務管理事務所

所長 藤野典住

第154回

### ■ 災害のあらまし ■

社員Xは、介護サービスを提供する会社Aの運営するBグループホームにて介護の業務に従事する労働者である。Xは、外部の病院にて診察を終えた施設入居者の保菌するアデノウイルスが原因で流行性角結膜炎に罹患した。この頃、施設入居者の間で同病が広まり、Xも徐々に目の充血が悪化するなど感染が疑われるようになったため、医師の診断を受けたところ、同病に感染していることが発覚したものである。Xのほか8人の労働者も同様に同病に罹患した。

### ■ 判断 ■

Bグループホームで広まった流行性角結膜炎は外部の病院での診察を終え戻って来た施設入居者の罹患から始まっており、業務遂行中であったXの被災は、労働基準法施行規則別表第1の2（第35条関係）第6号に該当する業務上の疾病であることなどから業務起因性・業務遂行性ともに認められるとして業務上と判断された。

### ■ 解説 ■

業務上疾病の場合における業務遂行性については「労働者が労働契約に基づいて事業主の支配管理下にある状態」と定義しつつ、「業務上疾病は、労働者が労働の場において業務に内在する種々の有害因子に遭遇して引き起こされるものであるから、これらの有害因子を受ける危険にさらされている状態を業務遂行性ということになる」として、なお迅速かつ正確な労災認定が図られている。

これに関連し、労働者が事業主の支配管

理下において脳出血を発症したとしてもその発症原因に足り得る業務上の有害因子への暴露が認められない限り、疾病と業務との間には相当因果関係が成立しないし、逆に、事業主の支配管理下を離れた場合における発症であっても、業務上の有害因子への暴露によるものと認められる場合は、疾病との間に相当因果関係が成立するとしていることも興味深い。

つまり、業務上疾病における業務起因性が肯定されるには、一般的に、労働者に発生した疾病について労働の場における有害因子の存在、有害因子への暴露条件並びに発症の経過および病態の3要件が必要条件だといえるだろう。

ところで、業務上疾病の範囲は、労基法施行規則別表第1の2に規定がある。この規定は、業務に原因があるとの推測に立って災害補償の請求に及んでも、その疾病と業務との因果関係の立証が困難であるか、またはその立証に大きな負担を伴うものも多く、補償を受ける権利を損なうおそれが十分予想されることに鑑み、業務上の疾病の範囲を明確にしているものである。この規定には、業務上の負傷に起因する疾病のほか、特定の有害因子を含む業務に従事することにより業務に起因して発症し得ることが医学経験則上一般的に認められている疾病が列挙されており、有害因子の暴露を受ける業務とこれに起因して生ずる疾病との間に一般的に因果関係があることが医学的に確立されているとする「具体的列挙規定」と個別事例ごとに職歴、有害因子への暴露、疾病の病態などから業務に起因することが明らかであると認められた疾病に限り業務上疾病とする「包括的救済規定」とに分けられる。いずれの規定も、一定の要件を満たし、かつ特段の反証のない限り業



務上と認定されるべきものであるとされている。

介護の業務は、包括的救済規定に該当するものとしての介護の業務による疥癬などの伝染性疾患の認定状況を踏まえ、平成22年5月7日基発0507第3号により、「患者の診療若しくは看護の業務又は研究その他の目的で病原体を取り扱う業務による伝染性疾患」に加えられたところである。

これら原則をもとに、検証する。

介護の業務における伝染性疾患は業務上疾病の範囲に含まれる。業務起因性の判断にあたり、罹患した疾病の原因となり得る有害因子の存在は明らかである。また介護の業務に従事するXにとって施設入居者との直接接触は業務遂行上必要不可欠であり、有害因子への暴露条件も十分であろう。発症の経過および病態についても施設内における同病への感染は施設入居者から始まりX以外の労働者も同時期に8人が感染しており、まさに特段の反証なく業務上と認定された事件である。

なお、アデノウイルスは、便・飛沫・直接接触により感染するため、感染事実の把握後ただちに自宅待機を命じ、復帰には医師の治癒証明を必要とするべきである。